



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*182 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 1

○ 告示

1267	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課)..... 2
1268	生活保護法による指定施術機関の廃止	(")..... 2
1269	"	(")..... 3
1270	生活保護法による医療機関の指定	(")..... 3
1271	"	(")..... 4
1272	生活保護法による施術機関の指定	(")..... 4
1273	"	(")..... 5
1274	"	(")..... 5
1275	"	(")..... 5
1276	"	(")..... 5
1277	生活保護法による指定施術機関の変更	(")..... 6
1278	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課)..... 6
1279	"	(")..... 6
1280	保安林予定森林	(森林整備課)..... 6
1281	保安林の指定施業要件の変更	(")..... 7
1282	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課)..... 7
1283	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課)..... 8
1284	道路の区域変更	(道路保全課)..... 8
1285	道路の供用開始	(")..... 8
1286	道路の区域変更	(")..... 9
1287	道路の供用開始	(")..... 9

規 則

和歌山県規則第182号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和40年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

性別	生年月日

を

生年月日

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
紀医新 41-26	坂口内科	紀の川市貴志川町井ノ口577-1	令和 2.12.31
日医新 13-26	楠山整形外科	日高郡日高町荊木48-1	令和 3.5.5
御薬新 9-26	喜多芳雲堂薬局	御坊市御坊240	令和 3.5.19
田医新 30-26	田辺市国民健康保険上芳養診療所	田辺市上芳養3072番地	令和 3.5.31
東歯新 11-26	きし歯科	東牟婁郡那智勝浦町北浜1の8	令和 3.6.1

和歌山県告示第1268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
有市あ新 1-27	脇村誠	脇村整骨鍼灸院（あん摩・マッサージ） 有田市初島町浜1174-1	令和 2.10.15
有市は新 3-27	脇村誠	脇村整骨鍼灸院（はり・きゅう） 有田市初島町浜1174-1	令和 2.10.15
有市柔新 2-27	脇村誠	脇村整骨鍼灸院（柔道整復） 有田市初島町浜1174-1	令和 2.10.15
岩柔 3-18	志野正浩	志野鍼灸整骨院（柔道整復） 岩出市吉田138-5	令和 2.10.31
岩あ新 1-26	藤井健	岩出市曾屋85-28（あん摩・マッサージ）	令和 3.1.8
岩は新 9-26	藤井健	岩出市曾屋85-28（はり・きゅう）	令和 3.1.8

和歌山県告示第1269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年月日
田柔 3-47	亀井六男	亀井整骨院（柔道整復） 田辺市東陽44-34	令和 3.4.30

和歌山県告示第1270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日

海南歯新 36-03	しもつ歯科クリニック	海南市下津町丁92-6	令和 3.4.1
御薬新 24-03	アイム薬局ごぼうひだか店	御坊市菌381-10	令和 3.4.1
日医新 28-03	楠山整形外科	日高郡日高町荊木8	令和 3.5.6
有歯新 31-03	上野山歯科・こども歯科	有田郡有田川町水尻699-5	令和 3.5.10
田医新 90-03	松尾医院	田辺市中辺路町栗栖川27	令和 3.6.1
東医新 38-03	からし種在宅クリニック	東牟婁郡串本町サンゴ台1060-144	令和 3.6.1

和歌山県告示第1271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医新 62-03	坂口内科	紀の川市貴志川町井ノ口577-1	令和 3.1.1
御薬新 25-03	株式会社喜多芳雲堂薬局	御坊市御坊240	令和 3.5.20
田医新 91-03	田辺市国民健康保険上芳養診療所	田辺市上芳養3165番地	令和 3.6.1
東歯新 20-03	きし歯科	東牟婁郡那智勝浦町北浜1の8	令和 3.6.1

和歌山県告示第1272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
田あ新 1-02	那須涼介	あきや治療院（あん摩・マッサージ） 田辺市江川3-53	令和 3.1.28

和歌山県告示第1273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
田は新 14-02	那須涼介	あきや治療院（はり・きゅう） 田辺市江川3-53	令和 3.1.28

和歌山県告示第1274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
東あ新 1-02	前田 禮子	前田鍼灸指圧治療院（あん摩・マッサージ） 東牟婁郡古座川町月野瀬148	令和 3.2.8
東は新 3-02	前田 禮子	前田鍼灸指圧治療院（はり・きゅう） 東牟婁郡古座川町月野瀬148	令和 3.2.8

和歌山県告示第1275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
田あ新 2-02	田河宏晃	御坊市藤田町藤井1831-1 ニューハイツ道成寺102号（あん摩・マッサージ）	令和 3.2.25

和歌山県告示第1276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
田は新 5-02	田河宏晃	御坊市藤田町藤井1831-1 ニューハイツ道成寺102号（はり・き ゆう）	令和 3. 2. 25

和歌山県告示第1277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	変更事項（住所又は所在地）		変 更 年 月 日
			旧	新	
那あ 23-11	鹿毛高士	鹿毛治療院	紀の川市貴志川町丸栖75 9-179	紀の川市貴志川町丸栖66 4-3	平成 18. 2. 8

和歌山県告示第1278号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
株式会社喜多芳 雲堂薬局	御坊市御坊240	医療機関の名称	喜多芳雲堂薬局	株式会社喜多芳雲堂薬 局	令和 3. 5. 20

和歌山県告示第1279号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
大谷薬局	橋本市古佐田一丁目3番 17号	医療機関の所 在 地	橋本市古佐田一丁目4 番55号	橋本市古佐田一丁目3 番17号	令和 3. 11. 1

和歌山県告示第1280号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字北野川字岡垣内417の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1281号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1282号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
湯浅湾漁業協同組合の地区	有田郡湯浅町湯浅に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	湯浅中央船びき網
	有田郡湯浅町田に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	田村船びき網
	有田郡湯浅町栖原に住所又は根拠地を有する者が行う瀬戸内海機船船びき網漁業	栖原船びき網

	有田郡広川町に住所又は根拠地を有する者が 行う瀬戸内海機船船びき網漁業
--	----------------------------------------

和歌山県告示第1283号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 令和3年12月10日
- 2 処分を受ける者
 - (1) 商号 有限会社西山工業
 - (2) 代表者氏名 西山喜裕
 - (3) 主たる営業所の所在地 有田市箕島21番地2
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-2）第3055号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
- 4 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
- 5 期間
令和3年12月22日から同月24日までの3日間
- 6 処分の原因となった事実
代表取締役は、その業務に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反し、罰金刑に処せられ、その刑が確定している。
このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第1284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小野田内原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市冬野字大坪1477番1地 先から同市冬野字大坪1463番7 地先まで	旧	8.15 } 9.36	96.10	
同上	新	8.15 } 11.77	96.10	

和歌山県告示第1285号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 小野田内原線

供用開始の区間 和歌山市冬野字大坪1477番1地先から同市冬野字大坪1463番7地先まで

供用開始の期日 令和3年12月21日

和歌山県告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町太間川字抜田66番2地先から同町太間川字抜田55番1地先まで	旧	4.60 } 5.91	140.00	
同上	新	5.85 } 10.42	140.00	

和歌山県告示第1287号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 城すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町太間川字抜田66番2地先から同町太間川字抜田55番1地先まで

供用開始の期日 令和3年12月21日